

# 大洲市 行政改革大綱

大 洲 市

平成18年3月

## 【目 次】

はじめに	1
1 行政改革大綱策定にあたって	2
2 計画の期間	2
3 行政改革大綱策定にあたっての基本的視点	3
4 改革の主要項目	4
行政の担うべき役割の重点化	4
行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	5
定員管理及び給与の適正化	5
人材育成の推進	6
電子自治体の推進	7
自主性・自律性の高い財政運営の確保	7
5 改革の実践とその公表	8
行政評価制度等による PDCA マネジメントの実践	8
集中改革プランの策定	8
議会への対応	8
行政改革成果のわかりやすい公表	8
資料編	
行政改革推進体制	9
委員名簿	9
要綱	10
策定の経緯	14
用語解説	15

はじめに

国による地方分権の推進、三位一体改革、公務員制度改革などに見られるように地方自治体の経営は新たな局面に入っています。一方、行政経営を取り巻く地域環境としては、歳入の伸び悩みが続く中で、福祉、環境、教育、文化などへの市民の行政ニーズは拡大、多様化、高度化しており、これからの自治体は、自己決定・自己責任の原則に基づいて従来以上の徹底した経営の効率化・高度化を実施していくことが求められています。

このような時代環境の中で、大洲市は、平成 17 年 1 月に、(旧)大洲市・長浜町・肱川町・河辺村の 4 市町村の合併により、人口規模 51,784 人、世帯数 20,103 世帯、面積 432.2 k m<sup>2</sup> (平成 18 年 2 月末現在の状況)の新しい“まち”として誕生しました。

新しく誕生した大洲市では、合併効果を最大限に高め、高い行政サービスを効率的に提供できるよう、組織一体となった取組が必要となります。

しかしながら、本市の財政状況は、市税、地方交付税が減少する一方で、扶助費、公債費などの歳出が増加するなど非常に厳しいものとなっております。

このような状況を乗り越え、将来にわたり持続可能な財政運営を進めるためには、新しい視点に立って思い切った改革を断行する必要があると考えております。

このため、これからの本市が取り組むべき行政改革の方向性を示す「大洲市行政改革大綱」を策定いたしました。

この大綱に基づき、合併による行政効率の向上、住民サービスの高度化、財政の健全化の実現に向け、不断の改革を実践してまいりますので、市民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成 18 年 3 月

大洲市長 大 森 隆 雄

## 1 行政改革大綱策定にあたって

我が国は、少子高齢化の進行、情報通信の高度化、環境問題への関心の高まりなど社会経済情勢の大きな変化に直面しています。

大洲市においても、国の三位一体改革による地方交付税の見直しや長引く景気の低迷により税収が減少するなど、必要な財源の確保が不透明な状況にあり、今後安定した財政運営を図っていくためには、行財政の構造改革は喫急の課題です。

行政改革の推進につきましては、合併前の旧市町村において、それぞれ独自の視点から行政改革大綱を策定し、その実践に努めてきたところです。

合併後、新市となった現在、組織・機構の再編、財政の健全化、市民・民間と行政との間での役割分担の見直しなど、今まで以上に、多くの行政課題に取り組まなければなりません。そのためには、今までの改革の流れを止めることなく、職員一人ひとりが不断の改革意識を持ちながら、さらなる勢いを持って進めていく必要があります。

本行政改革大綱は、大洲市が分権時代にふさわしい自律した自治体として、市政全般にわたる点検と改革の更なる推進を図るための指針を示すものです。

最少の経費で最大の効果を挙げることを目的に、事務事業の見直し、行政組織の再編、定員の適正化、職員の能力開発、さらには市民参加の推進を図るとともに、行政改革の目標をできる限り数値化して公表するなどの、新しい行政経営の実現に取り組みます。

## 2 計画の期間

本行政改革大綱の計画及び実施期間は、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間とします。

### 3 行政改革大綱策定にあたっての基本的視点

厳しい行財政環境の中、地方分権、財政の自律化、少子高齢化、住民ニーズの多様化等の課題に的確に対応していくため、本行政改革大綱の策定及びその推進にあたっては、以下のような基本的視点を設定します。

また、本行政改革大綱とともに策定される「大洲市 集中改革プラン」の具体的実施内容・数値目標計画と合わせて、大洲市の行政改革への取組を全庁一丸となって推進します。

#### 視点1 合併効果を最大限に高める効率的・効果的な行政経営の実現

合併協議における協定事項を踏まえ、職員の相互研さん、施設等の資源の有効活用などをはじめとした、合併による行政効果を最大限に高める効率的・効果的な行政経営の実現を目指します。

#### 視点2 財政の健全化

経済環境や国の改革方針を踏まえ、地方交付税の大幅な減少を前提として、今後とも持続可能な財政運営を行っていくための足腰の強い財政体質を目指します。このため行政コストの徹底した削減はもとより、地域住民や民間等との役割分担など、新たな行政の仕組みづくりにも取り組みます。

#### 視点3 大胆な組織・機構改革の実現

合併により一時的に生じている組織・機構上の問題を解消するとともに、従来の体制にとらわれることなく、市民サービスの維持・向上を図り得る新たな組織・機構を構築します。

#### 視点4 明るい行政改革の推進

行政改革を単に縮小、削減、後退といった側面のみをとらえることなく、「新しい戦略づくり」「新しい組織づくり」に取り組むという創造的・開発的な役割認識により、“新しい大洲市をつくりあげる喜び”を、市民と共有できるような“明るい行政改革”となるように努めます。

## 4 改革の主要項目

### 行政の担うべき役割の重点化

#### (1) 民間委託等の推進

事務・事業全般について民間委託を推進する観点から総点検・見直しを行い、業務の民間委託を推進します。

定型的な業務、複数の組織にまたがる共通の事務の洗出し、委託可能性の検討、コスト比較などを行うとともに、委託化推進計画の策定、委託後の行政としての管理責任体制を整備するなど、委託しやすい環境を整えます。

#### (2) 指定管理者制度の活用

全ての公の施設に関して、原則として「指定管理者制度」<sup>(用語解説 01)</sup>を活用した管理運営を推進します。

この目的のため管理のあり方についての検証を行い、行政としての関与の必要性、存続・廃止の判断、存続する場合の管理主体のあり方について検討を行います。

#### (3) 地方公営企業・第三セクター等の経営健全化

地方公営企業、第三セクター及び地方公社の経営改善に積極的に取り組みます。

地方公営企業については、企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するため、経営環境や社会経済情勢の変化を踏まえた経営改革に取り組み、事業の一層の自立性強化と活性化を図ります。

第三セクターについては、事業内容、経営状況、公的支援等のあり方について行政評価の活用、監査体制の強化などにより、点検評価の充実・強化を図るとともに、その状況を適宜議会へ報告、市民への分かりやすい情報公開に努めます。

土地開発公社については、地域経済環境の変化への対応、経営の効率化、市の財政運営への負担等を考慮しつつ、経営健全化計画を策定し、その実践に努めます。

#### (4) 地域協働の推進

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、市民や市民が参加する団体などの多様な主体が行政サービスの提供を行おうとする取組を積極的に推進・支援します。

この目的のため、行政内部に地域協働を推進するための組織の創設、活動主体となる地域団体・NPO<sup>(用語解説 02)</sup>等との連携、また、これを支援するための職員の意識改革・勤務体制の整備などに取り組みます。

#### 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

##### (1) 本庁・支所の役割(機能)分担見直しによる組織・機構改革

合併後に見られる組織・機構の非効率性、複雑さを解消するため、支所の役割を地域住民への総合サービスセンター(総合窓口)と位置づけ、市民サービス機能の充実・強化を図るとともに、本庁に企画、調整及び総合管理機能を集中させるなど、支所の機能・役割を明らかにした上で、全体の組織・機構改革を実施します。

##### (2) 大洲市総合計画の実現、地域への対応を目指した組織・機構

大洲市総合計画における政策目標を達成するため、従来の縦割り型の組織にとらわれず、効果的かつ効率的に事務・事業を処理し得る組織・機構へと改編を行います。

そのため、政策、施策、事務・事業のまとめり、重点事業の実施や地域ニーズなどに対応した、市民に分かりやすい部・課(室)構成とします。

#### 定員管理及び給与の適正化

##### (1) 定員管理の適正化

合併に伴う組織の肥大化、経常的費用における人件費割合を考慮し、今後10年間で職員を100人以上純減することを基本として、今後5年間の「定員適正化計画」を策定し、同計画の着実な達成を図ります。

定員削減を着実に達成するための手段として、抜本的な事務・事業の整理及び民間委託・地域協働等の推進、組織・機構の再編、団塊世代の大量退職に対する不補充・新規採用の抑制などの総合的な対策を講じます。

## (2) 給与の適正化

本市の現在の給与水準は、ラスパイレス指数<sup>(用語解説 03)</sup>において、県内でも下位の水準にあります。また合併により、旧市町村間での職員給与の格差も生じています。

平成 21 年度末を目途として、近隣自治体給与水準、民間賃金水準等との均衡を図りつつ、給与の見直し・給与体系の整備を行い、旧市町村間に見られる格差を平準化します。

各種手当、福利厚生事業については、以前より不断の見直しを実施し、適切な運用を行ってきたところであり、今後も引き続き適正な運用に努めます。

## 人材育成の推進

### (1) 人事交流の実施

本庁・支所間における人事異動を積極的に展開し、相互の意識、知識、技能(ノウハウ)等の共有化を図る「人事交流」を実施します。

### (2) 人材育成の推進

これからの大洲市の担い手にふさわしい人材を育成するため、「大洲市人材育成基本方針」に基づき、具体的な研修計画を策定・実践することで、職員の能力開発、意識改革を積極的に推進し、職務遂行能力の向上を図ります。

### (3) 人事評価制度等の能力・成果主義に基づく人事制度の検討

公務員制度改革の主旨を踏まえ、能力や実績等を公正かつ客観的に評価し、その結果を給与等の処遇や能力開発へと反映させる人事評価制度の検討を行います。また、公平・公正な評価を実現するための、評価者(管理者)の評価能力・管理能力の向上を図ります。

## 電子自治体の推進

市民サービスの向上、業務改革を進めることを目的として、情報セキュリティの確保に十分留意しつつ、行政手続のオンライン化の推進、住民基本台帳ネットワークシステム、総合行政ネットワークなどの利活用に積極的に取り組みます。

## 自主性・自律性の高い財政運営の確保

### (1) 経費の節減等による財政の健全化

当市の財政状況は、地域経済の低迷等の影響で、市税、交付税等の歳入が年々減少している一方で、義務的経費（公債費、扶助費等）などの歳出は増加しています。

このため、事務・事業の見直し、補助金等の整理合理化などの経費節減をはじめとする総合的な歳出削減対策を進めるとともに、市税等の徴収率の向上、使用料等受益者負担の適正化、新たな財源の創出などによる自主財源の確保・向上に努めることで、財政運営の健全化に取り組みます。

### (2) 公債費の抑制

公債費について、平成 13 年度以降、市債の発行を制限するなど財政的な努力を続けてきましたが、過去の市債発行の影響から、年々公債費が増大し、起債制限比率<sup>(用語解説 04)</sup>が悪化しています。公債費負担適正化計画による適正化に努めます。

## 5 改革の実践とその公表

### 行政評価制度等によるPDCAマネジメント<sup>(用語解説 05)</sup>の実践

大洲市総合計画が定める政策、施策、事務・事業等の地域計画を着実に実行するとともに、本行政改革大綱の主旨に基づいた不断の改革、経営効率化を図るための制度として「行政評価制度」<sup>(用語解説 06)</sup>の構築、導入を行います。

行政評価制度の導入により、組織としての自己統制機能を強化するとともに、行政活動における意思決定過程の公表など、行政の透明性の確保、市民参加の推進を図ります。

### 集中改革プランの策定

本行政改革大綱に基づき、具体的な取組を集中的に実施するため、事務・事業の見直し、民間委託等の推進、定員管理の適正化等の事項を中心として、平成17年度を起点とし、平成21年度までに重点的に取り組むべき内容を具体的に数値目標で示した「集中改革プラン」を策定、公表することで、行政改革の実践に努めます。

### 議会への対応

地方分権の進展に伴う議会の役割の重要性にかんがみ、その機能が十分発揮できるよう、行政改革大綱の進捗状況や行政評価結果などについて積極的な情報の開示に努めます。

### 行政改革成果のわかりやすい公表

本行政改革大綱による取組状況とその成果を、市民に分かりやすい形で公表することで、行政活動への市民からの意見聴取、市民の行政参加の推進等に努めます。



## 要綱

### 大洲市行政改革推進本部要綱

平成17年7月1日  
大洲市要綱第103号

#### (設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、大洲市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、行政改革に係る重要事項に関すること。

#### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、助役をもって充てる。

3 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 収入役
- (2) 教育長
- (3) 総務部長
- (4) 企画財政部長
- (5) 市民福祉部長
- (6) 建設農林部長
- (7) 教育部長

#### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

#### (行政改革検討委員会)

第6条 本部長は、効率的な行政運営に関して調査研究を行うため、行政改革検討委員会をおく。

#### (庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部行政改革推進課において処理する。

#### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

## 大洲市行政改革検討委員会要綱

平成17年7月1日  
大洲市要綱第104号

### (設置)

第1条 大洲市行政改革推進本部要綱第6条の規定に基づき、大洲市行政改革検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査研究する。

- (1) 事務・事業の見直しに関する事。
- (2) 民間委託等の推進に関する事。
- (3) 職員定員管理の適正化に関する事。
- (4) 合理的な行政組織の設置に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、行政改革推進に係る事務改善等に関する事。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、次の表に掲げる職にあるものをもって充てる。

委員長	総務部副部長(総務担当)
副委員長	総務部副部長(危機管理担当)
委員	市民福祉部副部長、建設農林部副部長、支所長、人事秘書課長、税務課長、企画調整課長、財政課長、社会福祉課長、教育総務課長、大洲病院事務課長

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の表に掲げる委員のほか、臨時に委員を任命することができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務及び会議を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

### (専門部会)

第6条 委員長は、必要に応じ専門の事項について調査研究するため、委員会に専門部会(以下「部会」という。)をおくことができる。

2 部会長、副部会長及び部会員は、委員長が指名する。

3 部会長は、部会を総理し、副部会長は部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 部会長は、部会において調査研究した結果について委員長に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員会及び部会は、必要があると認めたときは、関係者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部行政改革推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の会議その他運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

## 大洲市行政改革推進懇話会要綱

平成17年7月1日  
大洲市要綱第102号

### (設置)

第1条 大洲市における行政改革の推進に当たり、市民の意見を求めるため、大洲市行政改革推進懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革の推進について意見を述べること。
- (2) 行政改革の推進状況について報告を受け、これに対する意見を述べること。

### (組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年を超えない範囲で市長が定めるものとし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 懇話会に会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。ただし、委嘱後最初に招集する懇話会は、市長が招集する。

### (意見の聴取等)

第7条 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総務部行政改革推進課において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

## 策定の経緯

年 月	調査・検討・協議等	推進本部	検討委員会	懇話会
平成17年 8月	(8月18日) トップヒアリング実施 基本方向の確認			
9月	市民アンケート 職員アンケート	(9月15日) 第1回 基本方向の確認	(9月16日) 第1回 基本方向の確認	(9月16日) 第1回 委員委嘱 基本方向の確認
10月	〃			
11月	所属長ヒアリング		(11月21日) 第2回 課題の確認 改革案の検討	
12月	大綱・集中改革プラン項目の各課検討(第1次)		(12月27日) 第3回 改革案の検討	(12月6日) 第2回 課題の確認
平成18年 1月	大綱・集中改革プラン項目の各課検討(第2次)		(1月30日) 第4回 大綱(案)確認 集中改革プラン 数値目標検討	
2月	大綱・集中改革プラン(案)の市議会への中間報告及びパブリックコメント	(2月6日) 第2回 大綱・集中改革プラン(案)の確認・検討		(2月15日) 第3回 大綱・集中改革プラン(案)の確認・検討
3月	市議会への報告 公表	(3月23日) 第3回 大綱・集中改革プランの確認・決定	(3月1日) 第5回 大綱・集中改革プラン(最終案)作成	(3月28日) 第4回 大綱・集中改革プランの確認

## 用語解説

### 用語解説 01:指定管理者制度

公の施設に関する地方自治法の一部改正（H15年9月施行）により、公の施設の管理に関して、従来の公共的団体等への「管理委託」に代わり、議会の議決を経て指定される「指定管理者」に管理を委任する制度が導入された。この制度により民間事業者もこれら施設管理にあたることができるようになった。

### 用語解説 02:NPO(Non Profit Organization/民間非営利団体)

政府の支配に属さず、民間の立場で、社会的なサービス（例えば環境、福祉など）を提供したり、社会問題を解決したりすることを目的として活動する団体。

「正式な組織であること」「民間であること」「利益分配をしないこと」「自己統治的であること」「自発的であること」の5つの原則を満たすことがNPOの条件とされている。

### 用語解説 03:ラスパイレス指数

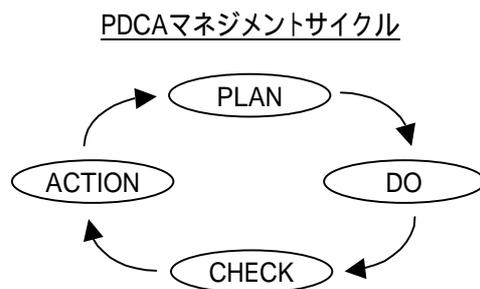
地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものの。国家公務員の給与水準と同等の場合は、100、水準を下回れば、100未満の数字で示される。

### 用語解説 04:起債制限比率

それぞれの自治体で毎年度の公債費に充当された一般財源の、標準財政規模（制度的に与えられた経常一般財源の額）に対する比率で、過去3か年の平均値で示される。この値が20%を超えると地方債の許可が一部制限される。健全な財政を維持するためには、繰上げ償還など積極的な公債費の償還を進めていく必要がある。

#### 用語解説 05:PDCAマネジメント

業務管理の手法の一つで、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）という活動を順に実施し、最後の改善を次の計画（Plan）に結びつけ、らせん状に業務品質の維持・向上や、継続的な業務活動の改善などを推進していく手法。典型的なマネジメント手法として、経営活動の中に取り入れられている。



#### 用語解説 06:行政評価制度

政策・施策・事務事業のそれぞれにおいて、行政活動の結果、それが本来求めていた目的に対して、どれだけの成果が上がったのかを客観的に把握・評価し、その結果を次年度以降の行政活動に反映させていく仕組み。予算化から業務の改善（事業の改廃等を含む）に至るまでのPDCAマネジメントサイクルを適切に回したり、行政活動における意思決定過程についての説明責任を果たしたりするために有効な仕組みとされている。